

許可条件

- (1) 関係法令、作業計画内容を厳守し収集運搬を行うとともに、鳥栖・三養基西部溶融資源化センターへの搬入については、鳥栖市及び鳥栖・三養基西部環境施設組合の指示に従うこと。

- (2) 必ず毎月 10 日までに、前月分の一般廃棄物収集運搬実績報告書を提出すること。

提出先 … 鳥栖市役所 環境対策課 (FAX可) FAX:0942-85-2009

- (3) 今回申請した以外の事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬を計画する場合は、事業所と契約する 30 日前までに市と協議を行い、許可申請事項等変更届を提出すること。